

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和2年9月定例会

議案の 件名	議案第65号 交野市重度障がい者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について	政策等 の区分	計画・事業・ 条例 その他（ ）
-----------	---	------------	---

<p>〈政策等の概要〉</p> <p>本市が行う重度障がい者医療の助成について、重度障がい者に対し医療費の一部を助成することにより、その健康の保持及び生活の安定に寄与し、もって重度障がい者の福祉の増進を図ることを目的とする。</p>	<p>〈他の自治体の類似する政策等との比較〉</p> <p>他自治体も同様に改正される。</p>												
<p>〈政策等を必要とする背景〉</p> <p>大阪府市町村重度障がい者医療条例準則及び条例施行規則準則について、住所地特例制度の変更等を内容とする一部改正が令和3年4月1日に施行されることに伴い、本市条例においても大阪府に準じて条項の整理等所要の改正を行うもの。</p>	<p>〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>総事業費</th> <th>国庫支出金</th> <th>府支出金</th> <th>市債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源						
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源							
<p>〈提案に至るまでの経緯〉</p> <p>大阪府市町村重度障がい者医療条例準則及び条例施行規則準則の一部改正が令和3年4月1日から施行される。</p>	<p>〈将来にわたる効果及びコストの状況〉</p> <p>対象者の医療保険の自己負担相当額の一部を助成することにより、入院等を容易にし、健康の保持・増進を図る。</p>												
<p>〈市民参加の状況〉</p> <p>有・無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）</p>	<p>〈総合計画等の整合〉</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">“かたのサイズ”をめざす像 （主要3つ）</td> <td style="width: 50%;">14. 福祉施策や専門の支援によって、暮らしが支えられている。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">○その他の計画（該当する場合のみ）</td> </tr> <tr> <td>計画名称</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>策定年度</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>計画期間</td> <td> </td> </tr> </table>	“かたのサイズ”をめざす像 （主要3つ）	14. 福祉施策や専門の支援によって、暮らしが支えられている。	○その他の計画（該当する場合のみ）		計画名称		策定年度		計画期間			
“かたのサイズ”をめざす像 （主要3つ）	14. 福祉施策や専門の支援によって、暮らしが支えられている。												
○その他の計画（該当する場合のみ）													
計画名称													
策定年度													
計画期間													
<p>〈政策等の実施時期〉</p> <p>令和3年4月1日</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>担当部局</th> <th>担当課</th> <th>添付資料（有の場合は、その名称）</th> </tr> <tr> <td>福祉部</td> <td>障がい福祉課</td> <td>有・無（新旧対照表等）</td> </tr> </table>	担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）	福祉部	障がい福祉課	有 ・無（新旧対照表等）						
担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）											
福祉部	障がい福祉課	有 ・無（新旧対照表等）											

交野市重度障がい者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

1. 条例改正の目的

大阪府市町村重度障がい者医療条例準則及び条例施行規則準則について、住所地特例制度の変更等を内容とする一部改正が令和3年4月1日に施行されることに伴い、本市条例においても大阪府に準じて条項の整理等所要の改正を行うものである。

【住所地特例制度】

対象者が大阪府内の市町村の施設、病院等に入院等をして施設所在地に住所を変更した場合には、施設所在地の市町村ではなく、施設、病院等に入院等をする前の住所地市町村の対象（医療証の発行）となるもの。

2. 条例改正案の内容

(1) 対象施設の拡大

住所地特例が適用される対象施設について、従来は障がい者支援施設のみであったものを病院、診療所など国民健康保険の住所地特例対象施設と同じとする。

(2) 2以上の施設、病院等に継続して入院等した場合の取扱い

2以上の施設、病院等に継続して入院等した場合（転所等）であって、それらの施設等所在地に順次住所を変更した場合は、最初の施設、病院等に入院等する前の住所地市町村が医療証を発行することとする。

(3) 助成の範囲の拡大

現行の助成の範囲においては、精神病床への入院に係る給付が除かれていたが、今回の改正により当該病床への入院についても助成の対象とする。

3. 施行日

令和3年4月1日

※住所地特例制度の変更に係る改正内容について、施行日前に入院等をしている者については、令和3年11月1日から適用する。また、入院等施設病床の助成対象に係る改正について、施行日以後に係る医療費について適用する。

交野市重度障がい者の医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第39号）新旧対照表

新	旧
<p>(対象者)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>国民健康保険法第116条の2第1項各号に規定する入院、入所又は入居（以下「入院等」という。）をしたことにより、同項各号に規定する病院、診療所又は施設（大阪府内に所在するものに限る。以下「病院等」という。）の所在する場所に住所を変更したと認められる対象者（国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律における対象者（国民健康保険組合に加入している対象者は除く。）に限る。）であつて、当該病院等に入院等をした際、交野市</u> <u>の区域内に住所を有していたと認められるものは、第1項の規定にかかわらず、交野市の対象者とする。ただし、前項各号のいずれかに該当する者又は2以上の病院等に継続して入院等をしている者であつて、現に入院等をしている病院等（以下「現入院病院等」という。）に入院等をする直前に入院等をしていた病院等（以下「直前入院病院等」という。）及び現入院病院等のそれぞれに入院等をしたことにより直前入院病院等及び現入院病院等のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（以下「特定継続入院等対象者」という。）については、この限りでない。</u></p> <p>4 <u>前3項に規定するもののほか、特定継続入院等対象者のうち、次</u></p>	<p>(対象者)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害者支援施設又は児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（障害児入所施設に限る。）への入所をしたことにより、当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる対象者（国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律における対象者（国民健康保険組合に加入している対象者は除く。）に限る。）であつて、当該施設に入所をした際他の市町村（当該施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものは、第1項の規定にかかわらず、当該他の市町村の対象者とする。</u></p>

新	旧
<p><u>の各号に掲げるものは、交野市の対象者とする。ただし、第2項各号のいずれかに該当する者を除く。</u></p> <p><u>(1) 継続して入院等をしている2以上の病院等のそれぞれに入院等をする事により、それぞれの病院等の所在する場所に順次住所を変更したと認められる者であつて、当該2以上の病院等のうち、最初の病院等に入院等をした際、交野市の区域内に住所を有していたと認められるもの</u></p> <p><u>(2) 継続して入院等をしている2以上の病院等のうち、1の病院等から継続して他の病院等に入院等をする事(以下「継続入院等」という。)により、当該1の病院等の所在する場所以外の場所から当該他の病院等の所在する場所への住所の変更(以下「特定住所変更」という。)を行つたと認められる者であつて、最後に行つた特定住所変更に係る継続入院等の際、交野市の区域内に住所を有していたと認められるもの</u></p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第3条 市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付が行われた場合(食事療養又は生活療養に係る給付を除く。)における療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額(以下「助成額」という。)を助成する。</p>	<p>(助成の範囲)</p> <p>第3条 市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付が行われた場合(食事療養若しくは生活療養に係る給付又は精神病床への入院に係る給付を除く。)における療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額(以下「助成額」という。)を助成する。</p>

新	旧
2・3 (略)	2・3 (略)